

独立行政法人日本スポーツ振興センター
(N A A S H)
節電実行計画

平成23年7月

「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）に定める「政府の節電実行基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「NAASH」という。）が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1 背景

東日本大震災により、東京・東北電力管内の電力の供給力が大幅に減少した。これによって生じた電力の需給ギャップは、一旦は改善したものの、今後、夏に向けて悪化する見込みである。これに対し、官民一体となった創意工夫によって、需給両面の抜本対策を講じることで、不測の大規模な停電を回避し、国民生活や産業活動への影響を最小限に抑える必要がある。

このため、NAASHにおいて、基本方針に基づき、節電実行計画を策定し、一層の節電を実施する。

2 実施期間

本実行計画の実施期間は、基本方針に基づき下記のとおりとする。

- ・東京電力管内及び東北電力管内

平成23年7月1日～9月30日（平日）の9時から20時

3 対象施設

本実行計画の対象施設は、東京電力管内及び東北電力管内に所在するNAASHの施設であって、国立霞ヶ丘競技場（陸上競技場、ラグビー場及び東西テニス場）、国立代々木競技場、国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）、ナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。陸上トレーニング場及び戸田艇庫を含む。）、本部事務所、検査研修施設及び仙台支所とする。また、東京電力管内及び東北電力管内以外の地域に所在するNAASHの施設（名古屋支所、大阪支所、広島支所、福岡支所及び登山研修所）においても、各地域の事情に応じて、下記4（1）の節電対策を行うものとする。

なお、電気事業法第27条の活用の対象となる、大口需要の施設（契約電力500kW以上）は、別表のとおりである。また、民間施設の一部をテナントとして使用している仙台支所については、下記4（1）の節電対策の一部が実施困難な場合も想定されるため、テナントとして可能な範囲で、節電対策を行う。

4 目標及び対策

3 対象施設（特別の理由を有する施設を除く。）において、2で示す実施期間における使用最大電力（kW）について、基準電力値に対して85%を乗じた値（削減率15%）以下とすることを目標として、次の節電対策を実施する。

(1) 全施設共通の節電対策

① 照明・OA等

(照明)

- ・蛍光灯の点灯間引き等による大幅な削減（通常使用時に比して40%削減）を行う。

(OA等)

- ・使用していないOA機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減を行う。
- ・パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更を行う。
- ・パソコンを長時間使用しない場合（昼休み等長時間席を離れる時）電源を切るか、スタンバイモードの時間短縮を行う。
- ・プリンター、コピー機、FAXの稼働台数の削減を行う。
- ・冷蔵庫及び電子ポットの数の集約化を行う。
- ・暖房便座・電気温水器の停止とする。
- ・自動販売機の消灯要請を行う。

②動力

(空調)

- ・冷房中の室温28度の徹底を行う。
- ・日射調整フィルムを導入する。
- ・クールビズの徹底、強化を行う。
- ・換気風量の適正化を行う。
- ・サーバ室の適切な温度設定（1～2度高めに設定）を行う。

(昇降機)

- ・昇降機について、職員の使用は原則として禁止とする。
- ・営業施設において、昇降機が複数ある場合について、一部運転停止を行う。

(自動扉)

- ・自動扉は、原則として停止する。

③その他

(ワークスタイルの変革につながる取組)

- ・ノー残業デーを週2日とし、早期退庁の徹底を図る。

(節電推進担当の任命等)

- ・節電対策ワーキングチームを設置するとともに、各部に節電担当を設置し、節電実行計画の推進を行う。

(その他)

- ・テナント等への節電の協力要請を行う。
- ・電力使用状況の見える化を行い節電への意識を高める。

(2) 大口需要の施設（契約電力500kW以上）の節電対策

大口需要の施設では、政府目標（15%）の着実な達成を目指す。上記（1）全施設共通の節電対策に加え、次の節電対策を実施する。

① 照明

（照明）

- ・夜間照明灯及び施設館内の照度は、利用者と協議し、利用目的に応じた照度とする。

②動力

（空調）

- ・施設館内空調を中央監視方式とし、温度設定を均一化する。

③その他

（電力管理マニュアルの整備・運用）

- ・夏期節電対策に特化した電力管理マニュアルを整備し、管理基準を統一する。

(3) 設備改善等

中長期の節電・省エネに資する設備の設置等について、今夏の節電対策として追加的に導入する。

- ・日射調整フィルム貼付工事（本部事務所西側（東側には導入済み。）、国立霞ヶ丘競技場（陸上競技場内水泳場ロビー））
- ・吸収式冷温水発生機ポンプインバーター取付工事（国立霞ヶ丘競技場（陸上競技場））
- ・国立代々木競技場室内水泳場照明切替盤改修（国立代々木競技場）
- ・空調用外気ダンパー開度設定の遠隔化（J I S S ・ N T C）

5 進捗管理の実施

- ・節電対策の取組状況を確認・評価し、進捗を管理する。
- ・実施期間後、節電対策の実績を取りまとめ、公表する。

1 大口需要の施設（契約電力500kW以上）

(1) 大口需要の施設では、政府目標（15%）の着実な達成を目指す。

施設名	基準電力値	使用電力上限	削減率
国立霞ヶ丘競技場陸上競技場	1,500kW	1,275kW	▲15%
国立代々木競技場	1,404kW	1,194kW	▲15%

(2) 特別の理由を有する施設

宿泊施設（旅館業の用に供される施設）を伴うJISS及びNTC（陸上トレーニング場及び戸田艇庫を除く）については、制限緩和が適用されるが、利用者の安全確保、衛生の確保等に留意しつつ、4（1）及び（2）に準ずる節電対策に取り組む。

施設名	基準電力値	使用電力上限	削減率
JISS・NTC（陸上トレーニング場及び戸田艇庫を除く）	4,385kW	3,947kW	▲10%

2 小口需要の施設（契約電力500kW未満）

(1) 小口需要の施設についても、政府目標の達成を目指す。

施設名	基準電力値	削減率
国立霞ヶ丘競技場（ラグビー場）	185kW	▲15%
国立霞ヶ丘競技場（東テニス場）	15kW	▲15%
国立霞ヶ丘競技場（西テニス場）	（電灯）16kVA （動力）11kW	▲15%
NTC（陸上トレーニング場）	115kW	▲15%
NTC（戸田艇庫）	135kW	▲15%
本部事務所	205kW	▲15%
検査研修施設	46kW	▲15%

(2) 民間施設の一部をテナントとして使用している仙台支所については、上記4（1）の節電対策の一部が実施困難な場合も想定されるため、テナントとして可能な範囲で、節電対策を行う。